

の日常利害を擁護伸張し、労働組合の組織の擴大強化を  
促し更に、労働階級を解放へと導くものでなければなら  
ない。

二、かゝる自主的労働組合法は、簡明直截に、左記の要項  
を必要とする。

- 1、組合の目的並に範圍に制限を附せないこと。
- 2、組合の自主的活動並に組織に制限を附せないこと。
- 3、組合の聯合體を認めること。
- 4、組合が法人となると否とは自由とすること。
- 5、罷業權團體協約權を完全に認めること。
- 6、組合加入の自由を保證するは勿論のこと、特に、組  
合加入の妨害に對しては嚴罰を課すること。
- 7、組合資金の使用を自由とし届出を必要としないこと
- 8、官業、軍需工場労働者の組合加入に對して特別の制  
限をなさないこと。
- 9、爭議紛議による損害賠償の責を負はないこと。
- 10、組合の解散、組合の決議の取消をしないこと。
- 11、其他

三、没落期の第三期にある今日の資本家及びその政府は、  
自己の犠牲を労働階級の轉嫁しやうとし、その方法の一  
つとして、労働組合の破壊に必死の努力を拂つてゐる。

つた特殊の重要な意義をもつものである。それは單なる  
労働立法制定要求の闘争であつてはならない。資本主義  
の上昇期にあつては、資本家及びその政府は、労働階  
級が自覺し闘争化して来る傾向を見て豫め妥協するため  
に、進んで社會政策的立法を採用した。労働組合法の如  
き比較の容易に採用せられ、漸次に労働階級の要求に  
よつて改正せられた。しかし、それは既に過去のこ  
とだ。我等は今、没落期の資本主義のうちにあつて、し  
かも、恐慌の苦惱を、××と労働者農民の犠牲のインフ  
レーションに依つて救ふとするファツシヨ非常時日本に、  
當面して、労働組合の擴大強化のために戦つてゐる。我  
等の戰闘的意志と行動が一旦緩めば、それだけ我等は後  
退させられるのだ。かゝるときに於ける労働組合法獲得  
闘争は、労働組合にとつては、日常不斷的闘争でなけれ  
ばならない。凡ゆる職場に於て、また、街頭に於て、資  
本家及びその政府の組合壓迫に抗争する大衆的闘争を捲  
き起し、常に労働組合の擴大強化を促すと共に、それら  
の闘争を自主的労働組合法即時制定の闘争に進展せしめ  
るやうにせねばならない。

### 實行方法

過ぐる第五十九議會開會期に於て見られた資本家及びそ  
の政府の組合法に對する態度はそのよい例であつた。即  
ち、全日本の資本家階級は、日本工業クラブ（金融資本  
家及び大産業資本家の集團）を盟主とする全國産業團體  
聯合會の組織の下に、組合法反對運動を起した。この運  
動は、單なる組合法反對に止まらず、今日では凡ゆる産  
業の凡ゆる職場に於ける組合破壊となつて現はれ、益々  
猛烈に計画的に遂行せられてゐる。彼等の意圖は、現存  
する戰闘的労働組合を破壊し、大工場、大企業には御用  
組合を組織して、労働階級の自覺と闘争化を防止しやう  
とするにある。また、資本家政府の組合法案は、資本家の  
反對に會立所一見、如何にも「進歩的」には思はれるが  
それが實は欺瞞の手である。政府の魂膽と資本家階級の  
魂膽と五十歩百歩で共に労働組合に對する彈壓と欺瞞の  
ために八百長芝居を仕組んでゐるに過ぎない。彼等の進  
歩的假面の正體は、官憲の手による頻々たる爭議壓殺及  
び組合切崩しによつても知られる通りだ。  
かゝる資本家及びその政府の反動化の傾向は、没落第三  
期の恐慌、深刻化すると共に益々露骨になる。方である  
四、かゝる現段階に於ける我等の組合法獲得闘争は、先進  
資本主義國の労働階級が嘗つて経験した如き闘争とは異

- 一、我が全國労働の各職場に於て凡ゆる機會を捉へて労働  
組合公認、團體協約權の獲得を期して闘争すること。
- 二、未組織大衆に對しては、日常闘争を通じて、本運動の  
趣旨を宣傳し啓蒙すること。就中、大企業下の労働者に  
對して。
- 三、大阪聯合會大會に提案し同盟本部並に社會入衆黨並に  
友誼團體と協力して全國的闘争を展開すること。

### 労働立法制定並に改廢 に關する件

提案 本部理事會  
説明 盛田文治

### 主 文

我等は労働者階級の生活を擁護する爲めに労働者の利害  
を中心とする労働立法の制定を要求すると共に現存の労働  
立法の改廢を期す

### 理 由

現存する労働立法は、労働階級を保護せんが爲めに制定